

<ワン・ポイント・レクチャー> “いのち”を紡ぐコース

第3回: 保険・年金で損、遺言・相続で仕損じないように、ここだけは押さえておきましょう！

国民皆保険の医療保険、年金制度ですが、普段、高い保険料を支払いながら、医療保険は健康であればお世話になることはありませんので、「払い損」の感覚に陥ってしまいますよね。さらに、年金制度に至っては、今払っている保険料は基本65歳以上になった自分たちに還元されるものではなく、現時点での年金対象者の年金財源に使われている上に「老後のために2000万円の貯蓄が必要」なんて聞くと、すごく不安になってくるのは当然だと思います。でも、医療保険も年金制度も含め、福祉国家であるわが国における「セイフティー・ネット」として張り巡らせているものですので、病気になった時や働くことが出来なくなった時、老後に収入が無くなった時には生活の破たんを防いでくれるはずです。

とは言え、福祉や社会保障の制度は「申請受給」が鉄則ですので、いざという時、生活の破たんを防ごうと思うのであれば、当事者自らが窓口申請しないと何ら恩恵を受けることはできません。それだけに、いざということに備えて知っておいて得する、いざという時に使わないと損をする制度についての情報を持つておくことが大切です。

ただ、調べてみると、それぞれの制度は一筋縄ではいかないような難しい内容なんです。でも、ご心配なく。そのために役所や社会保険事務所などの窓口があるわけです。保険料を取り立てるだけの窓口ではありません。その分、しっかりと活用して、「使える制度は何かない？」と足を運んで、相談してください。足を運ぶぐらいの労力を惜しんでは、お金を溝に捨てるようなものです。

ただ、遺産・相続については、そうはいきません。法律で定められた手順を踏んでおかなければ、家族内で争いが生じることとなります。もっとも、その踏むべき手順・手続きのほとんどは、亡くなった方が生前に行っておくことが望ましいのです。特に、遺産に関しては正式な書式に従って“遺書”という形で残しておくことが大切です。もちろん、それでも争いが生じることもありますが、財産関連で家族が争い合う事態は避けたいですし、それによってその後の関係性が悪化することは亡くなった方にとっても全く望んでいないことでしょうから、その場合には家庭裁判所の審判を仰げば、長期化させることなく幕引きを図ることが賢明だと思います。

さらに、些細なことでありながら多くの家族が悩まされることに、PC やキャッシュカード等に関連する暗証番号・ID 番号・パスワードなどが分からないこと、また、亡くなったことを身内以外の誰に知らせるべきかかということなどがあります。それらについてのメモを残しておくことは、残された家族の負担を軽減するためには必要なことです。気持ちよく送られるためにも、気持ちよく送り出すためにも、心掛けたいことだと思います。